

## 前橋市こども計画の素案に関する パブリックコメント（意見募集）について

本市では、こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するための「前橋市こども計画」の策定に向けた取組を進めています。このたび、その素案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見をいただき、反映させるために意見募集を実施します。

募集期間	令和7年12月25日（木）から令和8年1月30日（金）まで (12月29日～1月3日の年末年始・土日曜・祝日除く)
資料の公表方法	市のホームページのほか、下記の場所で資料を閲覧できます。 ・前橋市保健センター（2階こども政策課） ・市庁舎（2階情報公開コーナー） ・各支所、市民サービスセンター、公民館、コミュニティセンター
意見の提出方法	1 電子申請 下記のいずれかからアクセスしてください。  ・ <u>17歳までの方</u> →  <a href="https://logoform.jp/f/q2Bm4">https://logoform.jp/f/q2Bm4</a>   ・ <u>18歳以上の方</u> →  <a href="https://logoform.jp/f/vUfSd">https://logoform.jp/f/vUfSd</a>  2 郵送 〒371-0014 前橋市朝日町三丁目36番17号 前橋市保健センター2階 こども政策課 宛 3 FAX 027-243-6474 4 メール <a href="mailto:kodomoseisaku@city.maebashi.gunma.jp">kodomoseisaku@city.maebashi.gunma.jp</a> 5 持参 上記、資料を閲覧できる場所に直接ご提出ください。
その他	<b>■意見を提出できる方は、次のとおりです。</b> ・本市に住所又は勤務先がある人 ・本市の学校に在学する人 ・パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの 例：本市で社会的活動（ボランティアやNPO等）や経済的活動（事業等）を営んでいる個人や法人その他団体など <b>■提出の際は、住所・氏名等を必ず記入してください。（住所・氏名等は公表しません。）</b> 住所・氏名等の記入がない意見書、要件に該当しない方からの意見書については、参考意見（市が考え方をまとめない意見）とさせていただきます。 <b>■ご意見は、市の考え方を整理して「資料の公表方法」に記載の場所等で公表しますが、個別には回答いたしかねますので、ご了承願います。</b>
問い合わせ先	前橋市こども未来部こども政策課 電話 027-212-0883